

別紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

寄居町における令和6年4月1日現在の人口は31,894人、そのうち65歳以上の高齢者人口は11,216人で高齢化率は35.16%である。10年前の平成26年4月1日現在の人口は35,099人、65歳以上の高齢者人口は9,538人、高齢化率は27.17%であり、この10年間で人口が約3,205人減少すると同時に、高齢化率は急増している。

産業については、事業所数（事業内容等不詳を含む）1,300件、従業者数15,021人、製造品出荷額32,690,585万円（出典：令和3年経済センサスー活動調査）となっている。特に、製造品出荷額は県内第14位、町村第1位であり、代表的なものとしては大手自動車メーカーの完成車工場や関連企業に見られる輸送用機械器具製造業である。

また、製造業における民営事業所数は、第1位が輸送用機械器具製造業15件（従業者数3,721人）、第2位が生産用機械器具製造業9件（従業者数189人）、第3位がプラスチック製品製造業5件（従業者数109人）、窯業・土石製品製造業5件（従業者数71人）、金属製品製造業5件（従業者数50人）である（出典：令和3年経済センサスー活動調査）。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の一つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町は、産業の多様な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、町内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

当町は、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、全業種を対象とする。また、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とする。ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税や水道料金等を滞納している事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した事業者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。